

消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書

昨年12月12日、政府与党によって取りまとめられた平成26年度税制改正大綱において、軽減税率について、消費税率10%時に導入すると盛り込まれたところである。

軽減税率は、低所得者層を含む消費者全体へ持続的に恩恵が及ぶ制度であり、欧米諸国の多くでは、飲食料品など生活必需品に対して適用されており、国民の負担軽減のための制度として長く運用され続けている。

我が国においても、世論調査で明らかなおおりに、多くの国民が制度の導入について賛同の意を示しており、国民的な理解を得ているものと考えられる。

よって、政府においては、消費税率10%への引き上げ時期について、本年末にも総理によってその判断が示される方向であることから、以上の現状を踏まえ、下記事項について、適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 与党大綱に沿い、軽減税率の対象品目や納税事務のあり方など詳細な制度設計の協議を急ぎ、本年末までに結論を出せるよう政府も全面的に協力すること。
- 2 軽減税率の導入開始の時期については、消費税率10%への引き上げ時に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月25日

内閣総理大臣
財 務 大 臣 宛て（各通）
総 務 大 臣
衆参両院議長

水戸市議会議長 田 口 文 明

地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書

現在、本年度の診療報酬改定や国会における、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案（地域医療・介護総合確保推進法案）の議論により、改めて地域包括ケアシステムの構築がクローズアップされている。

全国の自治体においても、4人に1人が75歳以上となる超高齢社会、いわゆる平成37年の姿を展望しつつ、現在、平成27年度からの第6期介護保険事業（支援）計画の策定に向け、増加する保険料などに苦慮しながら取り組みを進めているところである。

よって、政府においては、社会保障・税一体改革の円滑な進行のために、本年4月から引き上げられた消費税財源を的確に活用しながら、下記事項について、全国の自治体のそれぞれの実情に応じ、積極的な支援を図るよう強く要望する。

記

- 1 医療・介護・福祉の良質な人材を確保するため国家戦略として抜本的な対策を講じること。特に介護人材については、平成37年に向けてさらに100万人のマンパワーが必要とされており、次期介護報酬改定に向けて的確な対応を行うこと。また、外国人材の活用が議論されているが、現在の介護人材の社会的評価に与える影響を十分考慮し、慎重な議論を行うこと。
- 2 今回の診療報酬改定について、在宅訪問診療に係る改定が行われたが、市区町村の現場において集合住宅などへの訪問診療が大きな影響を受けることも想定されるため、改定の影響について実態調査を行い、適切な対応を行うこと。
- 3 地方自治法の改正により創設される連携協約制度の活用など、広域行政上の取り組み事例の周知など、市区町村への適切な情報提供に努めること。
- 4 社会保障・税一体改革の趣旨に沿い、平成26年度に引き続き、消費税を財源とする財政支援制度を拡充すること。また、本年度の基金については、趣旨に沿い、適切な配分に留意すること。
- 5 特別養護老人ホームの待機者が52万人という数字が発表されたが、特別養護老人ホーム入所者の重点化に伴い、自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産の要介護高齢者の地域における受け皿づくりについて、市区町村への支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月25日

内閣総理大臣
総務大臣 宛て（各通）
厚生労働大臣
衆参両院議長

水戸市議会議長 田口文明

PM2.5（微小粒子状物質）に係る総合的な対策の推進を求める意見書

我が国では、大気汚染防止法や自動車NO_x・PM法による規制等により大気環境の保全に努めてきており、SO₂（二酸化硫黄）、NO₂（二酸化窒素）などの濃度は改善してきている。

一方でPM2.5（微小粒子状物質）は、疫学的知見が少なく、曝露濃度と健康影響との間の一貫した関係が見出されていないことから、大きな課題となっている。

また、平成25年1月以降、中国において深刻なPM2.5による大気汚染が発生し、我が国でもその越境汚染による一時的な濃度の上昇が観測されたことにより国民の関心が高まっており、PM2.5による大気汚染に関して包括的に対応することが求められている。

よって、政府においては、下記事項について対応するよう強く要望する。

記

- 1 PM2.5の発生源の実態や構成成分の解明をした上で、法律に基づく、国民にわかりやすい注意発令の仕組みを整備するとともに、環境基準を維持できるよう国内外の発生抑制対策を推進すること。
- 2 国と地方自治体との連携を強化し、情報共有を図りながら、モニタリング体制の整備を推進すること。
- 3 PM2.5による肺機能などの呼吸器系等への健康影響に関する調査研究を進めるとともに、研究結果に基づく指針等の見直しについては、速やかに実施できる体制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月25日

内閣総理大臣
厚生労働大臣 宛て（各通）
環境大臣
衆参両院議長

水戸市議会議長 田口文明

「農林水産業・地域の活力創造プラン」改訂に当たり慎重に対応することを求める意見書

5月14日に、規制改革会議農業ワーキング・グループの「農業改革に関する意見」が公表された。これは農業の生産現場を全く踏まえておらず極めて問題の多い内容となっている。

J A・連合会は、定款等による自治法規を定め、総会等を通じて組合員・会員の意思を反映し、自主・自立で運営されている。こうした組合員・会員の意思による組織運営は、協同組合の根幹である。

そのようなことを無視し、全農の株式会社化や信用・共済事業の代理業化など、法人格・事業の変更・廃止を一方向的に強制することは、民間組織の自治に過大に関与することであり、認められるべきものではない。

組合の健全性確保や系統組織の相互調整の役割を発揮している中央会制度の廃止、正組合員の事業利用にも貢献している准組合員の事業利用の制限等は、利用者の相互扶助組織である協同組合の実態を無視したものである。

協同組合の理念や実態を無視した改革や、事業利用者である組合員の意思を無視した改革は、現場に混乱を生むだけで、組合員に対する事業サービスに悪影響を与え、農業者の所得向上、食料安定供給、地域社会・生活の維持に大きな支障を来す。

また、農業生産法人の要件緩和により、株式会社の農地所有を認めることや農業参入を緩和することは、農外への農地の転用、投機目的の農地取得を促進し、地域農業の健全な発展を阻害するおそれがある。

よって、政府においては、下記のとおり対応されるよう強く要望する。

記

- 1 規制改革会議農業ワーキング・グループの「農業改革に関する意見」を「農林水産業・地域の活力創造プラン」に反映させるに当たり、生産現場の実態を考慮し慎重に対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月25日

内閣総理大臣
農林水産大臣 宛て（各通）
規制改革担当大臣
衆参両院議長

水戸市議会議長 田口文明